

広島県告示第四百六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十二年五月十一日認可した。

平成二十二年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

芦田川府中漁業協同組合

2 住所

府中市須町三五一番二号

二 免許番号

内水共第三十八号及び内水共第三十九号

三 変更の内容

第五条第三項に掲げる納付場所のうち、「芦田川府中漁業協同組合」を第一号とし、その住所「府中市須町」を「府中市須町三五一の二」に改め、その電話番号を削るとともに、「浦上釣具店」から「幸尻理事宅」を削り、新たに第二号として、「その他組合の指定する場所」を加える。

同条に第四項として、新たに「前項で指定した納付場所は組合事務所の掲示場に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。」を加える。

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。